

児童クラブ入所選考基準【入所優先順位に関する基準】

(1) 基準点数表

番号	事由	細目	適用	点数	
1	就労	会社員・公務員・パートタイマー等		10	
		自営業		8	
		農業	日々農作業に従事している者	8	
		内職		5	
2	就学・技能取得		学校教育法に定める学校、職業訓練施設におけるものに限る	8	
3	出産	母親の出産	出産予定日の8週間にあたる日が属する月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで	10	
4	疾病・障害	入院及び居宅外療養	おおむね1か月以上	10	
		居宅内療養	常時臥床	おおむね1か月以上	10
			精神性または感染性の疾病	長期安静加療を要する者	10
			一般療養	おおむね1か月以上加療を要する者	6
		身体障害・知的障害	1級・2級 A、Aの1、Aの2	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は医師が同程度と認めた者	10
			3級 Bの1		7
			4級 Bの2		5
		精神障害	1級		10
			2級		8
			3級		6
5	介護	居宅外介護	常時居宅外での看護・付添い、入院の看護・付添いにあたっている者		9
		居宅内介護	同居の家族の長期居宅療養者の介護にあたっている者		6
6	災害復旧	家庭の災害	天災等で被害を受け復旧にあたる場合		10
7	求職活動	就労予定	勤務内定者		5
8	虐待・DV	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合		10	
		配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難であると認められる場合		10	

備考 複数の保護者の基準点数が異なる場合は、低い方の基準点数を適用する。

保育が必要な時間は、授業日（放課後～午後6時30分）、休業日（午前8時～午後6時30分）とする。

(2) 調整点数表

調整項目	点数	
ひとり親家庭	+3	
生活保護法による被保護世帯又はこれに準ずる世帯（就労による自立支援につながる場合等）	+3	
虐待やDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合	+5	
障害を有する場合（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は医師が同程度と認めた者）	+5	
児童の学年	1年生	+1
	2年生	0
	3年生	0
	4年生	-5
	5年生	-6
	6年生	-7
保育が必要な時間 授業日 午後2時～午後6時30分 休業日 午前8時～午後6時30分 ※長期休暇の申請に関してはそれぞれ基準時間を2倍にして計算する。	3時間以上	0
	3時間未満	-1
	2時間未満	-2
	1時間未満	-5
土曜日の午前8時から午後6時30分において両親ともに就労時間が3時間以上	+1	
同居の親族（20歳以上65歳未満）及び町内に住む親族が児童の保育にあたる場合	-5	

(3) 利用調整点数が同点の場合の優先順位

優先順位	細目
1	同居者なしのひとり親家庭
2	生活保護世帯
3	学年の低い児童
4	兄弟姉妹が同時に申込みをした児童
5	複数の保護者の基準点数を加算し、算出された点数の高い児童
6	1か月あたりの保育を必要とする総時間が長い児童
7	入所期間の長い児童
8	その他

備考 (1)の表の基準点数に(2)の表の調整点数を加算した点数が高い人から入所決定し、点数が同位の場合においては、(3)の表を適用し入所決定する。